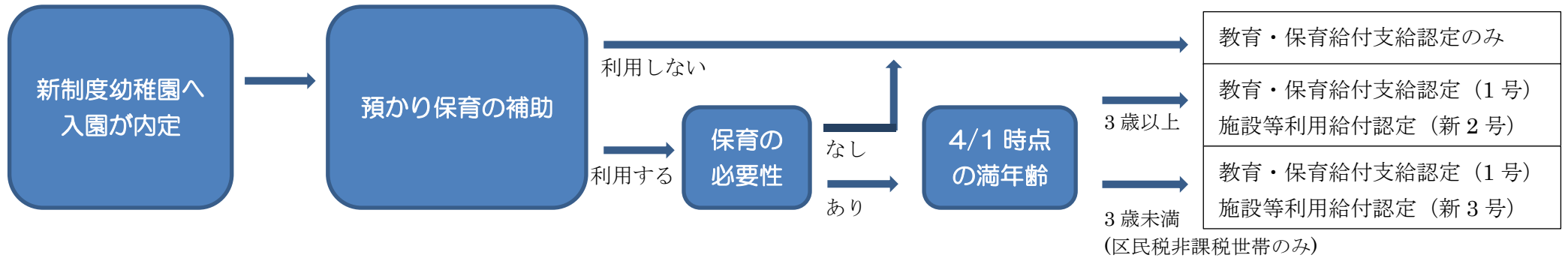


新制度移行園に通う保護者の無償化について

新制度移行園に入園が決まった保護者については、入園までに子どものための教育・保育給付支給認定（1号認定）を受ける必要があります。
 なお、預かり保育等の利用補助を希望される場合には、子どものための教育・保育給付支給認定（1号認定）の他に、子育てのための施設等利用給付認定（新2号認定・新3号認定）を受ける必要があります。



預かり保育等の利用有無		無	有	
保育の必要性		無		有
歳児		満3～5歳児		3～5歳児 満3歳児
必要な認定		1号認定		1号認定+新2号認定 1号認定+新3号認定
1	保育料	無料		
2	預かり保育等の利用補助	対象外		月あたりの利用日数×450円を上限（月額上限11,300円）に給付※注① 区民税非課税世帯の場合のみ、月あたりの利用日数×450円を上限（月額上限16,300円）に給付※注①
3	副食費	同一世帯の区民税所得割額77,101円未満（年収360万円未満相当）の世帯、または小学校3年生以下の子どもが3人以上いる世帯の第3子の場合、給食費のうち副食費相当分を月額4500円を上限に給付		
必要な提出書類		子どものための教育・保育給付支給認定申請書※注②		子どものための教育・保育給付支給認定申請書※注② + 子育てのための施設等利用給付認定

※注① 預かり保育等の利用補助対象者は保育の必要性がある方のみです。

※注② 子どものための教育・保育給付支給認定申請書については、令和元年10月ごろに各幼稚園宛に送付しておりますので、お手元に申請書が届いていない方は、通われている幼稚園にお問い合わせいただくか、港区ホームページにて申請書をダウンロードしてください。